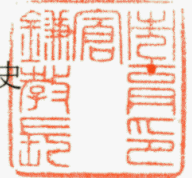


鎌教委教総第4307号

令和元年(2019年)8月27日

鎌倉市議会議長 久坂 くにえ 様

鎌倉市教育長 安良岡 靖史



文書による質問への回答について(送付)

令和元年(2019年)8月13日付け鎌議調第234号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。



事務担当は、教育総務課 総務担当

内線2454

議会受付番号	文書質問第9号
質問者	高野 洋一 議員
答弁する者	教育長、文化財部長 (文化財部文化財課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第9号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

雪ノ下三丁目694番2及び694番17におけるマンション建設事業は現在、「中断状態」と認識しているが、当該地は県埋蔵文化財包蔵地「官衙跡・鎌倉市重要遺跡」に含まれていることから、鎌倉市の文化財行政にとって極めて重要な案件である。当該開発事業用地における大倉幕府跡遺跡の発掘調査を含め、現時点における市の基本姿勢を確認するために以下、質問するものである。

- (1) 市は、当該地の歴史的・文化的重要性を踏まえ、特別な位置づけで発掘調査体制をはじめ、文化財保護の視点から取り組みを行うべきであるが、開発事業者の現在の姿勢や土地所有を含めた今後の考え方について、市としてどのように認識しているのか。
- (2) 開発事業に伴う発掘調査という視点に立てば、開発事業が進展しない以上、手の打ちようがないという立場になってしまうが、当該地の歴史的的重要性を考えれば「事業者待ち」の姿勢で良いのだろうか。その点について、事業者との交渉状況の有無を含め、市の見解を求めたい。
- (3) 当該地に係る市の対応は、武家政権発祥の地を明らかにするための歴史的取り組みであることから、格段の取り組みの必要性について、鎌倉市文化財専門委員会をはじめ関係する研究者の意見を聞く場を設けるなど、前向きな検討を求めるものであるが、如何か。
- (4) 具体的には、文化財保護法の精神に立ち、現状の土地利用状況のもとで国や県と連携し、学術的な発掘調査の実施に向けた協議・調整を行うべきと考えるが、市の見解を伺いたい。なお、必要な財源については、他の具体的事例もある「ふるさと納税（寄付金）制度」の活用も考えていただきたい。

2 質問の理由

平成30年6月に行った同趣旨の文書質問後、1年以上が経過したが、当該開発事業の具体的な進捗が図られず、大倉幕府跡遺跡の発掘調査も不透明な状況となっているなかで、今後の文化財行政における市の基本姿勢を確認し、質す必要があるため。

3 答弁

(1) (市長が回答します。)

(2) 現在、事業者と調査等に関する協議は実施していません。埋蔵文化財の保護は、現状のまま保存し後世に残していくことが大原則です。平成30年2月19日から平成30年2月23日に実施した試掘確認調査では、13世紀中ごろから15世紀代の遺構が重層的に存在することが明らかになっており、学術的な調査であっても、大倉幕府跡に関わる12世紀末から13世紀初頭の層に至るには、上層の遺跡の破壊をもたらすこととなります。そのため、具体的な開発計画が中断している現在、市が学術調査を行うことは考えていません。なお、今後、具体的な事業計画が進んだ際には、試掘確認調査の結果に基づき、新たな事業計画に応じた適切な発掘調査の実施等を求めていきます。

(3) 当該地の歴史的 중요性にかんがみ、発掘調査が実施される際には、その進捗に応じ、鎌倉市文化財専門委員会をはじめとする有識者の意見を聞き、国・県へも随時相談しながら、発見された遺構や遺物の歴史的・学術的価値の検証を進めていきます。

なお、当該地で事業を行う事業者へ、十分な期間と経費を確保した上での慎重かつ詳細な発掘調査の実施、発掘調査の進捗に応じた学識者等の視察への対応、近隣住民及び市民向けの遺跡見学会の実施を要請していくことについては、平成30年7月10日に開催した文化財専門委員会において説明しました。

(4) 上記(2)で述べたとおり、当該地で実施した試掘確認調査の結果から、大倉幕府が存在した時代までさかのぼる調査を実施すると、上層の遺構が失われることとなります。埋蔵文化財の保護は、現状のまま保存し後世に残していくことが大原則であることから、具体的な開発計画が中断している現在、市が学術調査を行うことは考えていません。

なお、開発事業に伴う発掘調査が実施される中で、幕府跡に関わる重要な遺構などが発見された場合には、必要な調査体制及び財源について検討します。